

平成25年1月1日～平成27年12月31日までに中国労働衛生協会 において定期健康診断および特殊健康診断を受けられた方へ

ー「平成25年に新たに健康障害防止措置が義務づけられた特定化学物質の労働者への健康影響；健康診断結果を用いた後向きコホート研究」へご協力をお願いー

研究機関名 岡山大学病院 新医療研究開発センター

研究責任者 岡山大学病院 新医療研究開発センター 助教 三橋利晴

1. 研究の意義と目的

平成25年1月から改正・施行されている特定化学物質障害予防規則では、インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物、エチルベンゼン（以下ではこれらをまとめて「改訂特化物」と呼びます）に対する曝露防止措置および特殊健康診断が義務づけられています。

このため、改訂特化物を用いる企業では、それまで以上の曝露防止対策を行うと共に、特殊健診を実施し、労働者の健康状態を確認しています。

一般に、特定化学物質は短期的な影響よりも長期的な影響（発がん、生殖毒性など）が懸念されていますが、それだけではなく、短期的な影響（気道刺激症状、皮膚炎、全身倦怠感など）の懸念も無視できません。しかし、改定特化物の短期的な影響の検討は、十分に行われていません。

そこで、この研究では改訂特化物の労働者への健康影響を検討することを目的として実施したいと考えています。

2. 研究の方法

1) 研究対象：

下記の条件を満たす方を研究対象とさせていただきます。ただし、研究参加への拒否の意思を提示した方を除きます。

1. 改訂特化物を用いている企業で働いている方、
2. 平成25年1月以降に中国労働衛生協会にて定期健康診断（以下、定期健診）および特殊健診を実施した企業の労働者

2) 研究期間：

平成27年7月28日～平成30年3月31日

3) 研究方法：

まず、平成25年の健診にて改訂特化物使用の有無を特定します。次に、平成26年の健康診断および平成27年の健康診断時点の自覚症状や検査値異常について、使用している方達と使用していない方達で比較し、影響の程度を算出します。そして、背景因子による影響を調整した比較も行います。

4) 調査票等：

この研究では、定期健診の法定項目・特殊健診の法定項目（特殊健診受診者のみ）の情報を利用

致します。これらは、研究のために行う健診ではなく、法律で定められた健診です。

この研究では、それらのデータについて二次利用を行います。

5) 情報の保護：

この研究において研究者は、「ヘルシンキ宣言」および「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を遵守して実施します。個人に関する情報については、連結不可能匿名化（個人を特定出来る情報がない状態）になっていますので、研究対象者の個人情報外部に漏れる事はありません。

<問い合わせ・連絡先>

岡山大学病院 新医療研究開発センター

氏名：三橋 利晴

mitsuh-t@cc.okayama-u.ac.jp